平成２３年（フ）第１９８４号
札幌市中央区南14条西11丁目２番25号
債務者　磐　　貴史
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９８９号
札幌市白石区平和通15丁目北16番12号　ルシーダ平和通203号
債務者　清水　直之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２１号
札幌市北区新川２条６丁目８番18号　ガーデンハウス新川202号
債務者　高橋　美晴（旧姓萩塚・松田）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３４号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―308号
債務者　上窪　直樹
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３５号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―308号
債務者　上窪　清子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４１号
北海道北広島市美咲き野２丁目14番地10
債務者　内野　利枝
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５０号
札幌市白石区本郷通７丁目南１番27―305号
債務者　野呂田貴之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５９号
札幌市東区北23条東４丁目１番28号
債務者　山村　惠子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７４号
札幌市白石区南郷通11丁目南３番７号　アビタシオン山崎206号
債務者　今村　剛士
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８６号
北海道恵庭市恵み野西３丁目８番５
債務者　新山　純子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０４号
札幌市豊平区中の島２条１丁目３番３号　ハイムクローネ401号
債務者　浅木　千夏（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２８号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番２号　イースタン平岸202号
債務者　田村　智行
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４５号
北海道石狩市花川北４条２丁目111番地
債務者　橋本理理子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８８号
北海道北広島市稲穂町西１丁目２番地13
債務者　木口のぞみ（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２４号
札幌市東区北38条東12丁目１番20―506号
債務者　石川　真弓
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２９号
札幌市豊平区豊平２条２丁目３番７号　第１すずらんハイツ201号
債務者　堀　　美紀
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７４号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目２番30号　サクセス96―102号
債務者　田崎　久恵（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１号
北海道斜里郡小清水町字共和13番地の３
債務者　田中　豊作
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係